

第3章 施策を知りたい

【農林水産物・食品の輸出拡大】

日本は、人口減少に伴い、国内市場が縮小傾向にあります。世界は、世界の食市場の規模は、世界人口の増加等に伴い、アジア、欧米を中心に拡大傾向にあります。人口減少下においても、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るためには、農業者や食品事業者の収益性が向上するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進や食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の増加を図っていくことが重要です。

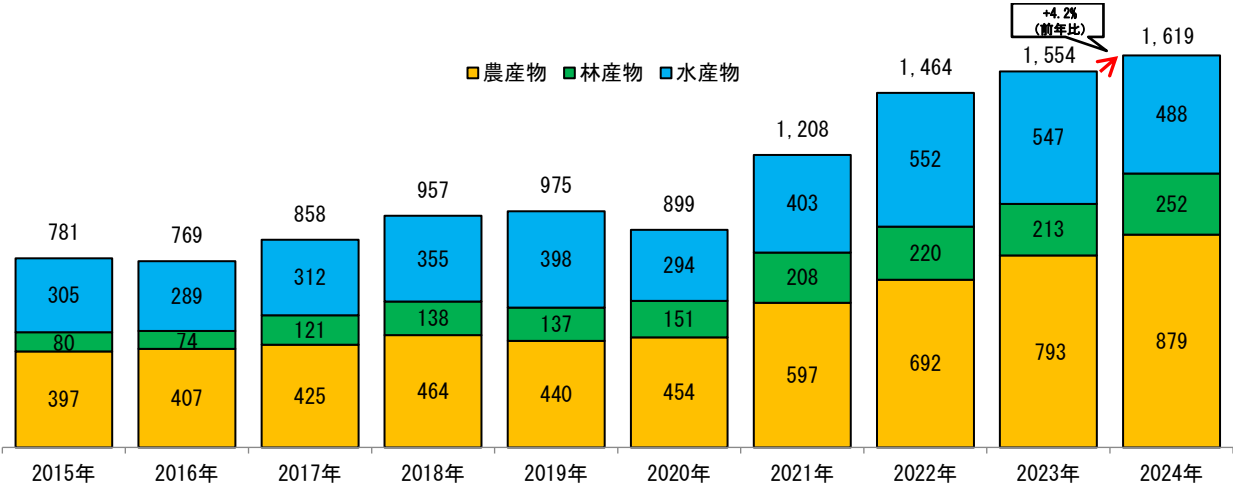
政府は、「食料・農業・農村基本計画」（令和7（2025）年4月11日閣議決定）において、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、食品産業の海外展開による収益額を3兆円、インバウンドによる食関連消費額を4.5兆円とする目標を設定しました。「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づいてさらに輸出拡大に取り組んでいきます。

【九州の輸出動向】

令和6（2024）年における全国の農林水産物・食品の輸出額は、1兆5,071億円（前年比+3.6%）と過去最高を更新しました。このうち、九州の港等からの輸出額は、1,619億円（前年比+4.2%）となりました。主な輸出先国・地域について、中国は丸太、アルコール飲料、韓国はアルコール飲料、ホタテ貝、米国はぶり、牛肉、台湾はアルコール飲料、牛肉、香港は牛肉、いちごが多く輸出されています（令和6（2024）年度実績）。

①農林水産物・食品輸出額の推移（九州地域税関分）

（単位：億円）



②主な品目内訳

品 目	輸出額 (億円) (2024)	輸出額 (億円) (2023)	前年比 (%)
農林水産物・食品	1,619	1,554	+4.2%
農産物	879	793	+10.8%
加工食品 (アルコール飲料、調製食料品 等)	414	370	+12.0%
畜産物 (牛肉、牛乳・乳製品、鶏卵等)	257	230	+11.8%
穀物等 (米、うどん、小麦粉等)	51	49	+4.3%
野菜・果実等 (いちご、かんしょ等)	71	67	+5.7%
その他農産物 (植木、たばこ、緑茶等)	85	77	+11.0%
林産物（丸太、製材加工材等）	252	213	+18.2%
水産物	488	547	▲10.9%
水産物（調整品除く） (ぶり、さば等)	461	512	▲10.0%
水産調整品 (なまこ、練り製品等)	27	35	▲23.7%

③国・地域別順位

順位	輸出先	主な輸出品目	輸出額 (億円) (2024)	輸出額 (億円) (2023)	前年比 (%)
1	中国	丸太、アルコール飲料、栄養補助食品等	346	362	▲4.4%
2	韓国	アルコール飲料、ホタテ貝、ぶり等	248	201	+23.3%
3	米国	ぶり、牛肉、製材加工材等	244	254	▲4.0%
4	台湾	アルコール飲料、牛肉、調味料等	233	207	+12.2%
5	香港	牛肉、いちご、調製食料品等	178	191	▲6.6%
6	ベトナム	さば、粉乳、その他の魚等	76	74	+3.6%
7	タイ	牛肉、さば、かつお・まぐろ類等	59	55	+8.5%
8	シンガポール	牛肉、アルコール飲料、かんしょ等	36	35	+1.9%
9	オーストラリア	清涼飲料水、牛肉、アルコール飲料等	25	26	▲4.2%
10	ベルギー	たばこ、牛肉、ぶり等	22	11	+107.3%
-	E U	牛肉、たばこ、ぶり等	57	41	+41.2%

資料：財務省貿易統計をもとに九州地域の港等からの輸出額を九州農政局で集計。前年比は千円単位で計算。

2023年・2024年は貿易統計の確々報値を使用。

【九州における輸出の特徴】

北部では、いちご、かんきつ、ぶどう、なし等の青果物やぶり等の水産物が多く輸出されています。

南部では、かんしょ、茶のほか、牛肉、鶏肉等の畜産物、ぶり等の水産物や木材が多く輸出されています（令和5（2023）年度実績）。

九州の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先（令和5（2023）年度版）

佐賀県		
牛肉	香港・タイ・台湾 等	84.9 t
かんきつ	香港・ベトナム・マレーシア 等	38.3 t
いちご	香港・米国・マレーシア 等	14.0 t
コメ	香港・シンガポール・タイ 等	3.7 t
なし	香港	0.1 t

福岡県		
いちご（あまおう）	香港・タイ・マレーシア 等	602.8 t
柿	タイ・香港・シンガポール 等	284.9 t
かんきつ	香港・ベトナム・シンガポール 等	174.1 t
ぶどう	香港・台湾・タイ 等	42.2 t

長崎県		
水産物（活魚（ぶり等）、鮮魚（まぐろ 等）	韓国・米国・中国・東南アジア 等	64.1 億円
いちご（ゆめのか等）	香港・シンガポール・タイ 等	8.5億円 (左品目以外も含む)
かんきつ	香港 等	
びわ	香港 等	
鶏卵	香港	
牛肉	タイ・香港 等	
木材	中国 等	2.1 億円

大分県		
木材（丸太・製材）	中国・台湾・フィリピン 等	23.5 億円
水産物（養殖ぶり・養殖くろまぐろ）	韓国・米国・香港 等	12.7 億円
牛肉	台湾・米国・香港 等	5.6 億円
なし	台湾・香港・ベトナム 等	0.7 億円
かんしょ	香港・米国・シンガポール 等	0.4 億円
乾しいたけ	香港・米国・英国 等	0.3 億円

熊本県		
木材	中国・韓国・米国 等	39.0 億円
水産物（まだい・ぶり等）	北米・韓国 等	29.2 億円
牛肉	台湾・香港・米国 等	28.2 億円
いちご	香港・台湾・シンガポール 等	6.4 億円
牛乳	香港・台湾 等	1.8 億円
メロン	香港・シンガポール 等	0.7 億円
かんきつ	香港・台湾 等	0.4 億円

鹿児島県		
水産物（養殖ぶり・養殖かんぱち水産加工品等）	米国・台湾 等	140.3 億円
牛肉	香港・EU 等	140.1 億円
木材（丸太等）	中国・台湾 等	36.7 億円
茶（抹茶含む）	米国・EU 等	32.6 億円
かんしょ等	香港・シンガポール 等	11.0 億円
鶏肉	香港	2.7 億円
豚肉	香港・シンガポール 等	1.9 億円
鶏卵	香港	1.3 億円

宮崎県		
牛肉	台湾・米国・香港 等	84.3 億円
木材	中国・台湾・韓国 等	72.5 億円
水産物（養殖ぶり等）	米国・EU・台湾 等	15.4 億円
緑茶	米国・EU・カナダ 等	4.5 億円
かんしょ	タイ・香港・シンガポール 等	3.0 億円
花き	米国・韓国・中国 等	1.0 億円

【輸出に関する取組の推進】

輸出に取り組んでいるまたは関心がある生産者・事業者等の皆様に以下のような支援を通じて、輸出拡大に取り組んでいただいています。

(1) 農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP*) による支援

輸出に取り組む生産者や事業者等にGFPに登録していただき、九州農政局やジェトロ等が海外ニーズに合った製品の生産や、輸出先国・地域の諸規制への対応等、輸出に関する様々な課題の解決に向けたアドバイス等を訪問等により実施しています。
(令和7年3月末GFP登録者数：10,257 (うち九州地域1,516))

(2) 輸出体制整備の支援

輸出事業計画の策定やマーケットインの発想に基づく生産から流通・販売まで一貫通貫した輸出サプライチェーンの構築により輸出産地形成等を支援する大規模輸出産地モデル形成等支援事業や、輸出先国等の求める基準・条件等の規制対応を支援する食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業等の補助事業、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を認定するフラッグシップ輸出産地認定制度等を活用し、輸出体制整備の支援を行っています。

(3) 品目毎の取組や輸出先国における支援

輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携して輸出促進を図る法人を国が認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定する制度を令和4(2022)年10月より開始し、27品目15団体を認定しています。

また、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する輸出支援プラットフォームを10カ国・地域(16拠点)に設置しています。

(4) 金融・税制による幅広い支援

制度資金(農林水産物・食品輸出基盤強化資金)により、設備資金・長期運転資金等への長期・低利での融資や、対象となる輸出事業用資産の取得等をした場合に最大5年間の割増償却を行うことができる税制上の特例を措置しています。

(5) 輸出に係る各種証明書の発行

輸出先国から求められる衛生基準を満たしていることを証明する衛生証明書、原発事故関連の原産地証明書や放射性物質検査証明書等の証明書の発行を行っています。令和6(2024)年度実績では11,226件の各種証明書を発行しました。

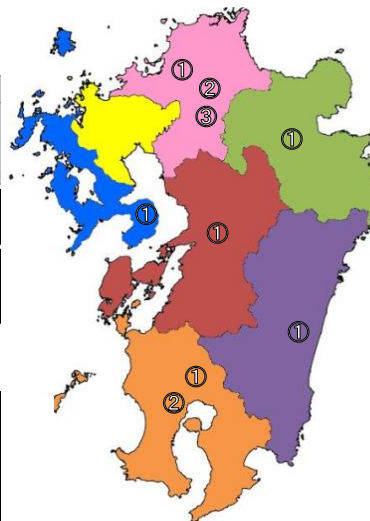
* GFP=Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略称

【令和6年度実施事業】

令和6年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業採択地区一覧(九州)

令和5年度補正GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト採択地区一覧(九州)

福岡県(3件)			
①	令和6年度	3色いちご輸出拡大協議会	いちご
②	令和6年度	九州みかん輸出拡大協議会	みかん
③	令和5年度補正	北部九州いちご輸出促進協議会	いちご
長崎県(1件)			
①	令和6年度	長崎県	いちご・温州みかん・牛肉・タイ・ヒラメ・スズキ・マアジ・ブリ・ヒラササ・マグロ
熊本県(1件)			
①	令和5年度補正	熊本県	メロン、いちご
大分県(1件)			
①	令和5年度補正	大分県	ぶどう(シャインマスカット)、柑橘
宮崎県(1件)			
①	令和5年度補正	宮崎県	きんかん
鹿児島県(2件)			
①	令和6年度	鹿児島オーガニックティー協議会	抹茶・煎茶・玉露
②	令和5年度補正	鹿児島県	かんしょ・きんかん・ぶり・かんぱち



フラッグシップ輸出産地 認定産地一覧

県	認定年月	品目	選定産地	対象地域
福岡	R6.7	茶	柳大石茶園	福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県
長崎	R6.7	いちご	島原雲仙農業協同組合	長崎県
熊本	R6.7	いちご	柳イチゴラス	熊本県、三重県、兵庫県
		いちご	サブライジングファーマーズ㈱	熊本県
	R6.12	かんきつ	柳ローソンファーム熊本	熊本県
		牛肉	黒標牛輸出促進コンソーシアム	熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県
大分	R6.12	牛乳	熊本県酪農協同組合連合会	熊本県
		牛肉	ブランドおおい輸出促進協議会畜産部会	大分県
宮崎	R6.7	ぶり	大分県漁業協同組合	大分県
		かんしょ	柳くしまアオイファーム	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県
	R6.12	茶	オーガニックティーミヤザキ	宮崎県
		かんきつ	みかん輸出コンソーシアム	宮崎県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
鹿児島	R6.7	牛肉	宮崎県牛肉輸出コンソーシアム	宮崎県
		牛肉	JA食肉かごしま輸出コンソーシアム	鹿児島県
		牛肉	カミチク食肉輸出コンソーシアム	鹿児島県
		牛肉	スターゼンミートコンソーシアム	鹿児島県、宮崎県
	R6.12	かんしょ	Japan potato(有)	鹿児島県、千葉県、茨城県
		かんしょ	㈱南橋商事	鹿児島県、宮崎県
		茶	鹿児島県経済農業協同組合連合会	鹿児島県
		ぶり	東町漁業協同組合	鹿児島県
鹿児島	R6.12	ぶり	グローバル・オーシャン・ワークスグループ	鹿児島県
		カンパチ	垂水市漁業協同組合	鹿児島県

【SAVOR JAPAN認定制度】

農林水産省では、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組みを「SAVOR JAPAN」として認定する制度を平成28(2016)年度に創設しました。(※SAVORとは、「味わう、楽しむ」という意味の英単語です)

地域の魅力を磨き上げ、世界に向けて「SAVOR JAPAN」ブランドでの一体的な情報発信を実施し、訪日外国人の誘客の強化に取り組んでいます。

令和6年度までに全国で43地域、うち九州では5地域(八女市(福岡県)、島原半島地域(長崎県)、阿蘇市(熊本県)、国東半島地域(大分県)、高千穂郷・椎葉山地域(宮崎県))が認定され、実行組織のWebサイトで様々な情報が発信されています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savor.jp/index.html>

【八女市(福岡県)】



八女茶

特産品の「八女伝統本玉露」は、日本茶として初めて地理的表示(GI)保護制度を受けるなど高い評価を受けています。

海外における健康志向の高まりや日本食ブームも踏まえつつ、製茶体験や農家民宿での農作業体験、和紙・竹細工などの伝統工芸体験と郷土料理を組み合わせた食と文化の循環を感じる短期ステイターへの参加も魅力的です。



認定ロゴマーク

【日本各地の伝統食品データベース『にっぽん伝統食図鑑』】

農林水産省では、地域固有の多様な食文化の保護・継承、認知拡大、輸出促進を目的に、各地域で選定された伝統的な加工食品を紹介するWebサイト『にっぽん伝統食図鑑』を公開しています。

本サイトでは、伝統食の特徴、歴史、地域における保護・継承の取組やアレンジレシピ等をデータベース化しています。

また、日本の伝統食には欠かすことのできない発酵文化や郷土料理を併せて紹介しています。

現在まで全国15道府県の伝統食が紹介され、九州では、令和4(2022)年度に熊本県、令和5(2023)年度に鹿児島県の伝統食の情報が公開されています。

画像出典：農林水産省「[にっぽん伝統食図鑑](#)」 「市房漬け(いちふさづけ)」

～ 伝統食の一例 ～



(鹿児島県)

「壺造り黒酢(つぼづくりくろず)」



(熊本県)

【地域の和食文化ネットワーク九州「第3回食文化保護・継承推進ミーティング」】

九州農政局では、地域における食文化の保護・継承活動の活性化の支援を目的として、令和3(2021)年2月、「地域の和食文化ネットワーク九州」を設置しました。

本ネットワークでは、メールマガジンの配信やイベントの開催等を通して、食文化の保護・継承に関する情報提供や情報交換を積極的に行っています。

この取組の一環として、和ごはん月間に合わせ令和6(2024)年11月6日に、ネットワーク会員のほか一般の方が参加した「第3回食文化保護・継承推進ミーティング」を開催しました。ミーティングでは、ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ総料理長の戸澤清水氏、甕の旅ソムリエ協議会の大脇裕美氏による「郷土料理のストーリーの伝承」についての講演や参加者間でテーマに沿った意見交換等を行い、和食文化の保護・継承活動の推進と会員間の交流・連携を図りました。

https://www.maff.go.jp/kyusyu/syokuryou/syokubunka/R6gekkann_meeting.html



講演(戸澤氏・大脇氏)



分散会・全体発表



【食育イベントの開催】

令和6(2024)年12月5日に熊本県立大学において、「～有機をもっと知って・食べて・考えて！サステイナ九州食育セミナー～」を開催しました。

SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

このため、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の取組を進めています。

当セミナーでは、有機農業の日（12月8日）に合わせ有機農産物を大学学食に提供し実際に食べてもらうとともに、九州の有機農業に取り組む農業者の自身の農産物への思いや大学生等が食への関心を持ったきっかけを語るなどの交流・意見交換を行いました。

学生自らが考えたポスターやランチメニューは、クリスマス^{バージョン}で、とても好評でした。



学生食堂での
みどりの食料システム戦略
の説明の様子



セミナー会場の様子

【管内市町村における食育推進計画作成状況（令和7(2025)年3月末現在）】

地域の特色ある食育の活動が広く展開されるためには、地域における多様な関係者が連携・協働し、地域が一体となって食育を実効的に取り組むことが重要です。

そのため市町村において、市町村食育推進計画を作成し、食育を推進しています。

九州の市町村における作成状況は、令和7(2025)年3月末現在で91.0%となっています。

なお、第4次食育推進基本計画では、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を令和7(2025)年度までに100%とすることを目指しています。

都道府県	市町村数	計画作成 市町村数	計画未作成 市町村数	作成割合 (%)
全 国	1,741	1,587	154	91.2
九 州	233	212	21	91.0
福 岡 県	60	60	0	100.0
佐 賀 県	20	19	1	95.0
長 崎 県	21	20	1	95.2
熊 本 県	45	35	10	77.8
大 分 県	18	18	0	100.0
宮 崎 県	26	20	6	76.9
鹿児島県	43	40	3	93.0

資料：農林水産省「令和6年度食育推進計画等に関する調査」

【食育推進運動の展開】

九州農政局では、B棟食堂において、九州内の食材や郷土料理を提供するアイランド九州ランチの企画を実施し、食育の日（毎月19日）の普及や食への関心度を高める取組を行っています。熊本地方合同庁舎に来庁された多くの方々にご賞味いただきました。

6月19日開催

夏休み特別企画

9月19日開催

11月19日開催

1月ジビエ企画

3月19日開催



長崎産手仕込み
アジフライ定食



野菜たっぷり
甘口カレー（熊本編）



鶏飯（けいはん）と
さくらメンチカツ



宮崎県産桜姫鶏
チキン南蛮



大分とり天とだんご汁
定食（猪肉使用）



がめ煮とかしわ
めし（福岡編）

【メルマガ「しまかぜー食育アイランド通信ー」の配信】

九州農政局では、地域における食育活動の取組を推進するため、メールマガジンを毎月1回配信し、管内で行なわれる食育イベント情報の紹介や食育一口メモなど、食育に役立つタイムリーな情報をお届けしています。

【消費者への情報提供・発信】

九州農政局では、令和6(2024)年度に食に対する消費者の信頼確保に向けた取組として、消費者団体等との意見交換会(3県(3回)、39人)や食の安全等に関する出前講座(4県(7回)、278人)を開催しました。

消費者団体等との意見交換会は「食料の安定供給」や「食品アクセス」及び「合理的な価格形成」等について、各会場で活発な議論が交わされました。

また、出前講座では「食中毒」や「食品表示」等について説明を行いました。



出前講座の様子(玉名女子高校)

〔消費者団体等との意見交換会での主なご意見等〕

- ・食品アクセス問題は、高齢化が進みより身近で深刻な状況になりつつあると感じる。(長崎)
- ・講座を受けて、食料の需給事情をみんなに伝えていきたい。(長崎)
- ・将来にわたって食料を安定的に供給するには、消費者の農業に対する理解が必要だと思う。(宮崎)
- ・食品ロス削減や福祉活動の取組を安定的に継続するには、予算措置などの支援なしでは難しいと思う。(福岡)



意見交換会の様子(福岡県)

【消費者の部屋の取組】

消費者の部屋では、農林水産行政や食に関する情報をパネル展示などで提供しています。

令和6(2024)年度は、熊本地方合同庁舎A棟1階及びフードパル熊本において特別展示を実施するとともに、新たに熊本市の公民館主催の地域イベントでの取組を含めた、移動消費者の部屋を8回(熊本、大分)開設しました。

また、令和6(2024)年7月31日・8月1日に、九州に所在する国の出先機関と連携し、夏休み特別イベント「しっとと？国のお仕事」を熊本地方合同庁舎で開催し、親子を中心に371名の方々に来場いただきました。併せて、Webサイトも夏休みに合わせて約40日間公開し、2,885名の方に閲覧していただきました。

なお、消費者の部屋では消費者相談窓口を設置し、消費者からの相談を受け付けています。

◆消費者相談窓口 096-211-8582



夏休み特別イベント
(オープニングセレモニー)



夏休み特別イベント
(若手職員によるバルーンアート)



夏休み特別イベント
(科学マジック体験)

【情報の発信】

食中毒に関する注意喚起など、消費者が知りたい情報を速やかにわかりやすく発信するため、令和6(2024)年度からFacebookページ「消費者情報九州」を開設し、食品安全や各種イベントの紹介など、消費者向け情報を発信しました。また、若年層向けの広報誌「来て、見て、知って、「食の安全」の時間。」(通称「キテミテ君」)を年4回発行し、併せて管内の大学・高校等171か所に配布しています。

【食品表示の適正化及び円滑な流通の確保に向けた取組】

消費者が、食品を選択し購入するためには、産地等その食品に関する正しい情報が表示されていることが必要です。

このため、九州農政局では、市場に流通する輸入品の数量や品目ごとの需給状況等を踏まえ、表示違反^{がいぜんせい}の蓋然性が高い品目の傾向を把握すること等を通じ、当該品目等の監視を集中的に行います。

また、職員による調査や国民の皆様からの通報（食品表示110番）等により把握した情報に疑義が認められた場合は、事実の解明のために立入検査等を実施し、この結果、不適正な表示等を確認した際は、再発防止を含めた表示の改善が図られるよう是正指導を行っています。

食品表示110番

広く国民の皆様から食品の偽装表示など、食品表示法、JAS法、牛トレサビリティ法、米トレサビリティ法、食糧法、農産物検査法及び水産流通適正化法に関する疑義情報などを受け付けるためのホットラインとして「食品表示110番」を設置しています。

◆食品表示110番（九州農政局）TEL 0120-005-110



小売店舗での調査

【ふるさと納税の返礼品として提供される食品の不適正表示について】

九州農政局では、不適正な表示等を確認した際は、再発防止を含めた表示の改善が図られるよう是正指導を行っているところですが、九州地方ではふるさと納税に積極的に取り組む市町村が多いことから、ふるさと納税の返礼品として提供される食品（以下「食品返礼品」という。）の表示に対する是正指導も行っています。

ふるさと納税受入額は年々増加しており、これに伴い、肉・魚介・海産物などの食品返礼品について、産地偽装等の不適正な事例が複数発生しています。

こうした事態は、ふるさと納税制度の適正な運用に支障をきたすほか、食品に対する消費者の信頼を揺るがしかねないばかりか、農業者の適正かつ円滑な取引にも支障をきたす懸念があります。

九州農政局等が取り組んだ食品返礼品における不適正な表示の確認を踏まえ、令和5（2023）年12月27日、農林水産省、総務省、消費者庁及び国税庁の連名により地方自治体あてに、「食品返礼品の表示に係る関係法令の遵守」について通知を発出し、地方自治体が事業者への調査・確認を実施すること、食品表示法監視部局と連携することを要請しました。

引き続き、食品返礼品をはじめ、食品の適正表示のため、監視業務に取り組めます。

令和4年度以降の九州農政局管内における食品返礼品に係る不適正事例【食品表示法】

年月日	概要	事業者所在地	措置機関
令和4年11月29日	うなぎ加工品に事実と異なる原料原産地名を表示	福岡県	農林水産省
令和5年2月21日	生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	福岡県	福岡市
令和5年11月14日	生鮮鶏肉に事実と異なる原産地を表示	熊本県	農林水産省
令和5年11月14日	生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	福岡県	
令和6年2月6日	菓子類、果実加工品等の原材料等に不適正な表示	大分県	
令和6年10月22日	生鮮豚肉、生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	鹿児島県	鹿児島県 農林水産省 (牛トレサ法)

【病害虫のまん延防止に向けた取組の推進】

九州は温暖な気候で大陸に近く、病害虫の侵入リスクが高い傾向にあることから、九州農政局では、病害虫の発生・飛来状況を注視し、九州各県のまん延防止に向けた取組を支援しているところです。

令和6(2024)年度、農林水産省は病害虫発生予報を10件発表しました。九州各県からは、特に注意を要する病害虫について、警報^{*1}1件、注意報^{*2}44件、特殊報^{*3}6件が発表されました。

また、宮崎県や鹿児島県を中心に、サツマイモ基腐病によるかんしょの被害がみられています(令和3(2021)年をピークに減少傾向)。九州農政局では、まん延防止と被害低減に向け、県及び農研機構と連携して、生産者等への注意喚起及び防除技術の普及を推進しています。

さらに、かんきつ類等の害虫ミカンコミバエが長崎県、熊本県及び鹿児島県(島しょ部を含む)で誘殺されたため、県や市町村等が取り組んだ、雄成虫を誘引して殺虫する誘殺板の設置や、寄主植物の除去等の初動防除の取組に対し支援を行いました。

引き続き、農作物の病害虫のまん延を防止し、食料の安定供給を推進していきます。

- *1 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表
- *2 警報の次に、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要がある場合に発表
- *3 各都道府県において、新たな病害虫が発見された場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

【九州で特に警戒している主な病害虫】

サツマイモ基腐病



基腐病による、かんしょの被害状況

生研支援センター イノベーション創出強化研究推進事業(01020C) 戦略的スマート農業技術等の開発・改良(SA2-102N) 令和4年度版 マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より引用

ミカンコミバエ・誘殺板



果実や果菜類の大害虫
：ミカンコミバエ(成虫)
植物防疫所HPより引用

誘殺板(雄成虫を誘引
して殺虫)の設置状況
撮影：鹿児島県(徳之島)

サツマイモ基腐病防除対策リーフレット

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために

基腐病とは

- ・病原菌 糸状菌(カビの一種)
- ・寄主植物 主にさつまいも(ヒルガオ科のみ)
- ・症状 地際(土際)の茎が黒変し、茎葉は黄色や紫色に変色して、次第(し)おれる。茎葉が繁茂する時期には、ツルが黒色から黒褐色に変色し、地上部が枯死する。発病株の芋は、主になり首側から腐敗する。

まん延を防ぐ3つのポイント

- ① 基腐病菌を持ち込まない**
 - ・健全な種いも、苗の確保
 - ・種いも、苗の適切な消毒
 - ・ほ場で使った用具等の洗浄
- ② 基腐病菌を増やさない**
 - ・ほ場の排水対策
 - ・発病株の早期発見
 - ・発病株の抜き取り、持ち出し
 - ・初期防除の徹底
- ③ 基腐病菌を残さない**
 - ・残さの持ち出し
 - ・耕うんによる残さの分解促進
 - ・適切な土壌消毒
 - ・たい肥等の有機物施用

3つのポイントを合わせて行うことが大切です。

疑わしい株を見つけたら、最寄りの病害虫防除所・JFA等に相談ください。
(裏面には収穫後から植え付け前の対策を記載しています。)

農林水産省九州農政局

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために
(九州農政局)

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchi/ku/syokubou.html#sabol>

【家畜伝染性疾病のまん延防止】

九州では、令和2(2020)年度以降、5年連続で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、また、豚熱については、平成30(2018)年9月に岐阜県の養豚農場で発生して以降、令和5(2023)年8月に佐賀県唐津市の2農場において発生が確認されました。

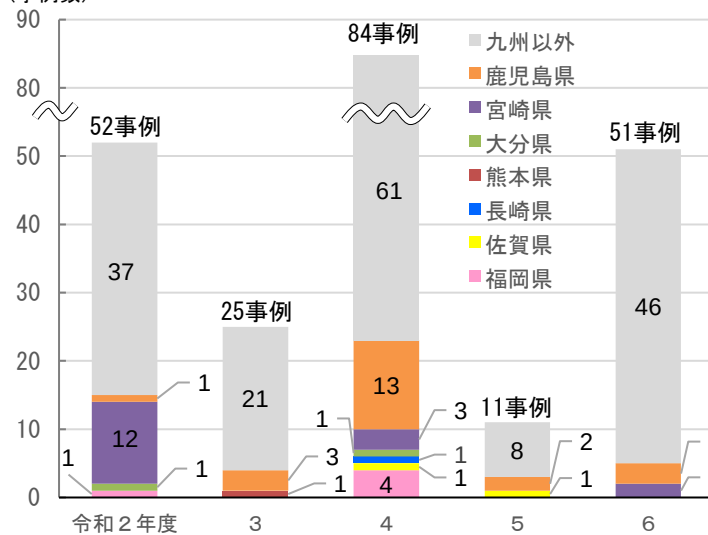
このため、九州農政局では、畜産農家の農場内に病原体を持ち込まないよう、車両消毒や野生動物対策等の飼養衛生管理基準の遵守を図るために必要な動力噴霧器や防鳥ネットの整備、鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するための入気口周辺に設置する細霧装置、野生イノシシの農場への侵入を防ぐための柵設置等への支援を行っています。

令和6(2024)年度の高病原性鳥インフルエンザの発生件数については、発生が多かった令和4(2022)、令和2(2020)年度と比較して減少しましたが、11月20日に鹿児島県出水市の農場(採卵鶏)において管内1例目が発生し、翌年3月までに2県5事例の発生が確認され、約38万羽の殺処分が行われました。

引き続き、大規模経営において特定家畜伝染病が発生した際には、防疫作業等の人的支援を含め、九州各県が取り組む防疫対応への支援に取り組んでいきます。

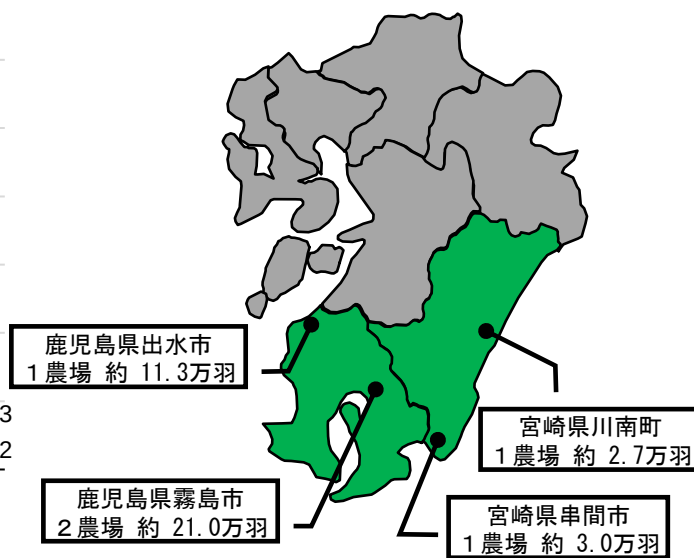
また、我が国での発生はないものの、韓国等の近隣諸国では継続的に発生し、我が国への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱について、令和5(2023)年度に引き続き、訪日客が多くプレーするゴルフ場や宿泊団体に対して、靴底消毒の徹底を呼びかけるポスターによる注意喚起の協力依頼を行いました。

(事例数) 高病原性鳥インフルエンザの発生状況(全国)



資料：九州農政局調べ

九州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(令和6(2024)年度)



ゴルフ場に設置された靴底消毒マット



ゴルフ場に設置された靴底消毒ポスター



職員の防護服着脱訓練

【食品ロスの削減に向けた取組】

我が国における「まだ食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）」の発生量は年間約472万トン（令和4（2022）年推計）で、国民1人当たりの食品ロス量は年間38kg、1日換算では約103グラムとおにぎり約1個の量に相当する分が廃棄されています。

こうした中、農林水産省では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月施行）に基づき、食品関連事業者の商慣習の見直し（食品小売業者の納品期限の緩和や、食品製造業者の賞味期限の年月表示化等）や需要に見合った販売の推進、消費者啓発用資材の提供などの取組を推進しています。

商慣習の見直し

- ・「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進、製造業・卸売業・小売業へ働きかけ
- ・10月を「食品ロス削減月間」10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、上記の働きかけを行うとともに、見直しに取り組む事業者の公表及び取組事例を農林水産省Webサイトで紹介

需要に見合った販売推進

- ・恵方巻シーズンにおいて、予約販売等によりロス削減に取り組む事業者の公表及び取組事例を農林水産省Webサイトで紹介

消費者啓発用資材の提供

- ・ろすのん ・ろすのん恵方巻バージョン ・mottECO
- ・てまえどり ・10月「食品ロス削減月間」ポスター
- ・外食時「おいしい食べきり」全国キャンペーンポスター



飲食店等でのロス削減

- ・外食時の「食べきり」「持ち帰り」の推進
- ・12月1日～1月31日の期間「おいしい食べきり」全国キャンペーンを実施